

(案)

電 委 第 号
平成 29 年 1 月 日

総務大臣
山本 早苗 殿

電気通信紛争処理委員会
委員長 中山 隆 夫

印

答申書

平成 28 年 12 月 8 日付け諮問第 10 号をもって諮問された事案について、
審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

ソフトバンク株式会社に対し、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。
以下「法」という。）第 35 条第 1 項の規定に基づく電気通信設備の接続に関す
る協議再開を命ずることは相当である。

第1 本件の経緯

総務大臣は、平成28年12月8日、当委員会に対し、法第160条の規定に基づき、法第35条第1項の規定による電気通信設備の接続に関する協議再開命令について諮問をした。その経緯及び諮問の概要は次のとおりである。

1 日本通信からの申立て

日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）は、平成27年8月7日、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）に対し、ソフトバンクが設置する電気通信回線設備と日本通信が設置する電気通信設備との接続を申し入れた。日本通信が求めている接続は、日本通信が設置する電気通信設備と特定移動端末設備（ソフトバンクが販売したSIMロックがなされた端末（以下「SIMロック端末」という。）及びSIMロックがなされていない端末の双方を含む。）との間の伝送交換を可能とする、ソフトバンクの電気通信回線設備との接続である。

日本通信は、上記接続についてソフトバンクと数次にわたって協議を行ったが、ソフトバンクからは、SIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じられないとの回答だったため、協議は不調と判断し、平成28年9月29日、総務大臣に対し、法第35条第1項の規定に基づき、ソフトバンクに対する電気通信設備の接続に関する協議再開命令の申立てを行った。

2 ソフトバンクの主張

ソフトバンクは、法第35条第1項の規定に基づく日本通信からの申立ては直ちに却下されるべきであると主張している。その主な理由は以下のとおりである。

- (1) ソフトバンクは、日本通信が求めている接続には応じており、接続を拒否した事実はない
- (2) そもそもSIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない

すなわち、法第32条は、MVNOの電気通信設備とソフトバンクの電気通信回線設備を接続すべきことを規定しているものと認識しているが、SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備のいずれにも該当しない。したがって、ソフトバンクがMVNOに提供するSIMカードの種類について

は同条が規制する対象の範囲外であり、同条に違反する事実は存在しないことから、電気通信設備の接続に関する命令等を規定した法第35条第1項に基づく、協議の開始又は再開事由に該当しない。

3 総務大臣の諮問

総務大臣は、平成28年9月30日、同年10月17日、同年11月2日、同月24日にソフトバンクに対し意見書の提出の機会を付与し、同年10月26日に日本通信に対し意見書の提出の機会を付与した。それらを踏まえ、総務大臣は同年11月30日にソフトバンクに対する聴聞手続を行った上で、同年12月8日に当委員会に対して諮問を行った。

諮問の概要は、ソフトバンクの電気通信回線設備と日本通信の電気通信設備との接続に関して、ソフトバンクと日本通信の協議は調わなかったと認められ、法第32条第1号若しくは第2号に掲げる場合に該当し又は同条第3号の規定による電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第23条第1号若しくは第2号の理由があるとは認められないことから、法第35条第1項の規定に基づき、ソフトバンクに対して、接続に関する協定の締結の協議再開を命令することが適当と考えるというものである。

4 委員会の審議

当委員会は、平成28年12月8日、総務大臣からの諮問を受け、同月9日に委員会を開催し、諮問内容について説明を受け、その後書面において補足説明を求めた。また、当委員会は、当事者である日本通信及びソフトバンクからも事情を聴取することが必要と判断し、両当事者に意見書の提出を求め、両当事者から意見書の提出を受けた。

当委員会は、平成28年12月9日、同月14日、同月27日、平成29年1月13日及び同月27日と5回にわたり委員会を開催して審議を行い、本答申を取りまとめた。

第2 検討

- 1 日本通信がソフトバンクに対し、接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらずその協議が調わなかったことについて

日本通信は、ソフトバンクに対し、平成27年8月7日にソフトバンクが設置する電気通信回線設備と日本通信が設置する電気通信設備との接続を申し入れており、本件申立てはこの接続に関するものと認められる。

この接続において、日本通信は、SIMロック端末と日本通信の電気通信設備による通信を可能とするSIMカードの提供を求めている。ソフトバンクは、「SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない」と主張しているが、総務省はソフトバンクに対する聴聞手続において、「法第32条などにおける接続は、電気通信設備と電気通信回線設備が電氣的に接続され、さらに通信が可能となることをいう」との見解を示した上、SIMカードは、「一般的に携帯電話などの通信端末に挿入して、移動通信ネットワークでの利用者認証などに用いられる情報が記録された装置であり、通信を行うために必要な設備であると認められる」としている。法の立法目的を考えれば、法第32条にいう接続は、実際に通信が可能となることを求めるものであって、単に電氣的に接続するだけではなく実際に通信が可能とならなければ無意味であるから、総務省の示した「接続」に関する上記見解は相当である。そして、本件申立てにかかる通信が可能となるようにし、接続が成立するためには、上記SIMカードが電気通信設備又は電気通信回線設備であるかどうかにかかわらず、その提供が必須なものであるから、日本通信がソフトバンクに当該SIMカードの提供を求める行為は、接続の請求の一環をなすものと認められる。

また、日本通信の申立書やソフトバンクの意見書等によると、一部両者の認識が異なるものの、遅くとも日本通信は平成28年2月24日のソフトバンクとの協議において、SIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続を求め、さらに、同年3月1日にも重ねて同様の接続をソフトバンクに求めているが、ソフトバンクは同月23日から同年7月21日までにかけて、数次にわたってSIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じられない旨回答している。したがって、ソフトバンクは、「日本通信が求めている接続には応じており、接続を拒否した事実はない」と主張しているが、日本通信が求めているSIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じていないことは明らかであって、接続に関する協定の締結にまで至っていないといわざるを得ず、法第35条第1項における「他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は協議が調わなかった場合」に該当するものと認められる。

2 法第35条第1項の協議再開命令について

法第35条第1項は、総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は協議が調わなかった場合で、協定締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、法第32条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき等を除き、当該他の電気通信事業者に対し、協議の開始又は再開を命ずるものと規定している。ソフトバンクは、「日本通信が求めている接続には応じており、接続を拒否した事実はない」、「SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない」との理由で、法第35条第1項の規定に基づく日本通信からの申立ては直ちに却下されるべきであるとしているが、上記1で検討したとおり、ソフトバンクのこの主張には理由がない。

3 法第32条各号の該当性について

そこで、更に進んで法第32条各号所定の事由の存否について判断すると、同条は、電気通信事業者が他の電気通信事業者の接続請求に応じる義務があることを原則としつつ、例外的にその請求を拒否できる場合として、「電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき」（同条第1号）、「当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき」（同条第2号）、「前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき」（同条第3号）と規定している。

また、法第32条第3号を受けた施行規則第23条においては、「電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること」（同条第1号）、「電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること」（同条第2号）を接続請求を拒否できる正当な理由として規定している。

これら各事由の存否を総務大臣による審査の結果及び両当事者の意見書等（なお、ソフトバンクは、総務大臣に提出した意見書や聴聞において、法第32条各号への該当性について具体的な説明を行っていない。）を踏まえ、それぞれ検討したところ、本件において、法第32条各号該当事由はいずれも認められない。その詳細は以下のとおりである。

- (1) 法第32条第1号の該当性（電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき）

MVNOのサービスの利用者がSIMロック端末を用いてMVNOのサービスの提供を受ける形態は、他の電気通信事業者について既に実例があり、それによって電気通信役務の円滑な提供に支障が生じているとは認められず、また、今後それが生ずるような事態も想定されないから、日本通信からの申立てに係る本件接続によって電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

- (2) 法第32条第2号の該当性（本件接続がソフトバンクの利益を不当に害するおそれがあるとき）

本件接続により実現する電気通信事業者間の正当な競争によってソフトバンクの利益が減じる事態が想定されないとはいえないが、これはソフトバンクの利益を不当に害するものとはいえず、また、その他、同社の利益を不当に害するような事態が本件接続によって生ずるおそれがあるとは認められない。

- (3) 施行規則第23条第1号の該当性（日本通信がその電気通信回線設備の接続に関し負担する金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること）

日本通信がその負担する金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとする特段の理由は認められない。

- (4) 施行規則第23条第2号の該当性（電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること）

ソフトバンクは、平成28年5月18日の日本通信への説明において、L2向けMVNO用SIMカードをSIMロック端末で利用可能とするには、ソフトバンクの既存のサービスの管理・制御の方法を根本的に見直す必要があり、ネットワークの開発等に加えオペレーション等の業務面等の影響があるとしているが、総務大臣及び当委員会に提出した意見書等においては、本件接続のための電気通信回線設備の設置又は改修の困難性について検討しておらず、具体的に回答するものはないとしている。このように、総務大臣及び当委員会から数次にわたって意見を求めたにもかかわらず、ソフトバンクから何ら具体的な説明がない以上、本件接続について技術的又は経済的に著しく困難であるとの特段の事情を認めることはできず、施行規則第23条第2号にも該当しない。

4 法第 155 条第 1 項の規定による仲裁の申請がなされていないことについて

日本通信及びソフトバンクからは、本件接続の協定の締結に関して、当委員会に対する法第 155 条第 1 項による仲裁の申請はなされていない。

第 3 結論

当委員会は、以上の理由により、本件接続に関する協議再開を命ずることは相当であると判断する。